

次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、栃木県財務規則第161条の2第4項の規定により公表する。

令和7(2025)年5月12日（月）

栃木県計量検定所長 新添 利夫

1 契約の内容

定期検査業務に従事する労働者の派遣業務委託

2 契約の相手方となった者の名称及び住所

名称：公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会

住所：栃木県宇都宮市駒生町3337-1

3 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び栃木県財務規則第161条の2に基づき定めた選定基準及び決定基準に該当する者であるため。

4 契約金額

派遣労働者1人1時間あたり 金1,323円（消費税及び地方消費税を含まない。）

5 その他

問い合わせ先

栃木県計量検定所 業務課 相馬

栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-64

TEL：028-667-9425

Mail：keiryou-kentei@pref.tochigi.lg.jp